

アンケート調査結果から示唆される「登録基準」作成にあたっての今後の対応の視点

前提となる幾つかの事項

《a》本研究は、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、どのような点に具体的な課題があるのかについて、業界団体に属していない事業者を含めて、実態を調査するとともに、どのような方策をとることが考えられるかを検討することにその主眼を置いている。その背景としては、遺体を取り扱う事業者において、公衆衛生の観点からの課題、消費者保護の観点からの課題、その他不適切事例の存在等の課題がこれまで指摘をされてきたことにある。

《b》本研究において実施したアンケート調査の結果については「まとめ（p 193）」に記載したとおりであるが、今回のアンケート調査の結果からは、指摘をされていた3点の課題について、それぞれ次のような結果となった。

まず、公衆衛生の観点からの課題について、感染症対策の観点から調査結果を見ると、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を「活用している」・「概ね活用している」と回答した事業者は89.4%（団体非加盟は84.2%）という結果であり、当該ガイドラインは一定程度普及していたものと考えられる。一方で、遺体取扱い時の感染が疑われる事例があると回答した施設が少なからずあったことに加え（設問7-5）、約69.2%もの施設が感染症に罹患したことが分かっている御遺体を扱う際の安全面の不安を抱えている（設問8-2）と回答しており、感染症対策の観点から一定の懸念が示されている。

また、公衆衛生の観点からの課題について、遺体の適切な取扱いの観点から調査結果を見ると、遺体安置施設の管理上の基準や遺体の取扱いの基準・手順を用意していないという施設が半数以上（56%）見受けられたこと、遺体安置施設の管理上の基準がないと回答した事業所が66事業所（11.1%）あったこと、遺体安置施設の設備について、冷蔵機能はないと回答した事業所が166事業所（27.9%）あったことなど、一定割合の事業者において、衛生面の課題が存在している可能性が懸念される。このほか、御遺体の安置（待機）に関する質問において、平均安置（待機）期間が2.53日であることに対し、最大安置（待機）期間が11.1日と幅が見られ（設問6-5）、安置（待機）期間の日数や遺体の取扱いの実態等によっては、衛生面の問題を引き起こしている可能性も懸念される。

また、消費者保護の観点からの課題については、相談窓口を設けている事業所は全体の約 28.9% (208 事業所) にすぎないものの、当該窓口だけでも、直近 1 年間で約 13,330 件という決して少なくない相談が寄せられていることに加え、従業員の教育訓練に取り組んでいないという回答が 26.1%あった。一方で、事業者による不適切事例の存在について本調査ではその実態は明らかとならなかったものの、従業員の教育訓練に取り組んでいないという回答が一定数占めることから、不適切事例の防止のための取組が十分なされていない可能性も示唆される。

《c》 このようなアンケート調査の結果を踏まえると、遺体を取り扱う事業者における公衆衛生に関する課題については、公衆衛生や労働衛生の観点から、具体的にどのようなリスクを生じさせているかを明らかにするため、インタビューや実地調査の手法も含め、更なる実態把握や知見の収集を行うことが望まれる。

また、遺体安置の目的として、「身元不明、親族捜し等」と回答した施設が一部あること（設問 6 - 7）から、引き取り手のないご遺体の取扱いについての実態を把握することも必要と考えられる。

こうした更なる実態把握を行った上で、必要に応じて、遺体を取り扱う事業が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるようにする観点から、事業者が遵守すべき一定の手順等について検討することが考えられる。

一方で、消費者保護に関する課題等については、本調査において明らかにならなかった点もあることから、関係省庁とも連携しつつ、引き続き対応を検討する必要があると思われる。

《d》 なお、本研究では、アンケート調査の結果を踏まえて、今後の方策として、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度（以下「登録制度」とする。）を検討することとしていたが、上記のとおり、今回の調査結果のみでは登録制度の必要性等について必ずしも明らかではないことから、より詳細な実態調査や事業者が遵守すべき一定の手順等の検討を経た上で、改めてその必要性等について検討を行うべきである。

《e》 なお、登録制度については、葬儀事業者の正確な実態把握が困難であるといった、本アンケート調査の背景にある根本的な問題に対する解決手段の一つになり得るものと考えことから、今後の対応のあり方について検討を加える際には、以下のような

点を十分に勘案すべきであると考える。

- ① 遺体を取り扱う事業者を対象とした直接的な法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者は、どこにどのような業者が存在するかについて正確に把握する方法が現状ない。このために、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘があること。
- ② 今回の調査結果で明らかとなった遺体を取り扱う事業者における公衆衛生に関する課題については、継続的に実態把握や知見の収集を行うことが望まれるところ、登録制度はこれに寄与するひとつの方策であると思料されること。
- ③ 登録制度を設けることで、関連行政機関等からのガイドライン等の発出や、事故事例、不法・違法行為にかかわる行政処分事例についての情報共有による注意喚起を一定の実効性を持って行うことが可能となり、葬儀事業者の質的向上を図る起点となり得ること。
- ④ 上記《b》《c》などにおいて指摘された、検討事項などについては、登録制度を先行させることで、その運用のなかで、解決を図ること。つまりは登録制度の目的とするということも考えられること。